

**箕面市立東生涯学習センター駐車場
管理運営事業者公募にかかる仕様書**

平成31年（2019年）1月
平成31年（2019年）2月一部追記

箕面市教育委員会 子ども未来創造局 生涯学習・市民活動室

(1) 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、箕面市立東生涯学習センター駐車場管理運営事業者公募にかかる一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）と一体をなすものであり、事業者が当該物件を使用するに際し、箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）が要求する内容を示すものである。

(2) 使用許可物件

実施要領項番（1）入札物件のとおり。

(3) 整備工事内容等

ア 整備工事内容

事業者は、次の整備を委員会と調整の上、自己の負担により行うこと。

- (ア) 別紙平面図中①及び②の区域内で、自動料金精算機械式駐車場を整備すること。
- (イ) 自動料金精算機は、紙幣（1万円、5千円及び千円）、硬貨（500円、100円、50円及び10円）及びクレジットカードが使用できる機器とすること。
- (ウ) 東生涯学習センター及び東図書館（以下「センター等」という。）で割引等の処理又はサービス券の発行が行えるようにすること。なお、機器により割引を行う場合は、その機器を2台提供すること。また、割引券により割引を行う場合は、必要な数の割引券を提供すること。
- (エ) 駐車台数は以下の台数を確保すること。
 - ・ 屋上 既設7台（身障者用2台含む）
 - ・ 地階 既設73台（身障者用1台含む）
- (オ) 現況の照度を確保できる夜間照明設備を設置すること。
- (カ) 事業者は駐車料金等を明示する表示板等を設置するにあたり、配色等について事前に、箕面市役所みどりまちづくり部まちづくり政策室と調整を行うこと。
- (キ) 施設から分配される電気の使用量を検針するため、子メーターを設置すること。
- (ク) 駐車区画線、車いすマーク、矢印及び文字（軽、小型等）の路面標示の整備を行うこと。

イ 整備工事にかかる留意点

- (ア) 駐車場の敷地内を通行する歩行者の安全に配慮すること。
- (イ) 整備工事内容については、委員会と詳細協議をすること。
- (ウ) 整備工事に当たっては、関係機関と調整し、許認可が必要なときは手続きのうえ着手すること。
- (エ) 廃棄物の適正処理等の関係法令を遵守すること。
- (オ) 工事に伴い、近隣住民その他第三者と事故が発生しないよう、安全への配慮を行うこと。また、近隣からの問合せや苦情に対し、誠意を持って対応すること。
- (カ) 実施要領記載のスケジュールを厳守すること。
- (キ) 整備工事を行うときは、現場に必ず整備工事責任者名及び連絡先を掲示すること。連絡体制を明確にしておくこと。

(4) 駐車料金

- ア 駐車開始時点から30分までの間は無料とすること。
- イ 駐車料金は、事業者からの提案に基づき、委員会の承認をもって設定する。ただし、委員会が下記ウの条件が満たされていないと判断したときは、使用許可期間中であっても、委員会と事業者は協議の上、駐車料金を変更するものとする。
- ウ 管理運営開始時点の駐車料金は、現在設定されている料金（別記1）を上限とする。ただし、近傍駐車場の料金等を考慮し、施設利用者の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で設定すること。
- エ 以下の車両については無料とすること。また、ア及びイの内容については、項番3、ア、(イ)、により設置する看板等に明示すること。
 - (ア) 来館者のうち、障害者手帳を所持する者の車両（センター等の開館時間中の駐車場利用にかかる料金について無料とする。また、センター等の事務所に障害者手帳を呈示した者に限る。）
 - (イ) 証明書を取得するために来館した者のうち、証明書を取得するにかかる時間が、項番4、アの無料時間を越えた者の車両
 - (ウ) 箕面市公用車両（センター等の用務で利用する場合。また、委員会の求める枚数の定期券を提供すること。）
 - (エ) 委員会が指定する業務受託者の車両
 - (オ) 施設の維持管理等の用務のための来館した者の車両
 - (カ) 箕面市の施策形成上特に重要な用務で来館した者の車両
- オ 定期利用貸付は行わないこと。

(5) 管理運営内容

事業者は、次のとおり管理運営すること。

- ア 通年無休24時間で稼働すること。
- イ 自動料金精算機等の駐車場設備の保守、料金の回収、消耗品の補充等を行うこと。
- ウ 自動料金精算機には、電話又はインターホンを設置し、事故等発生時に駐車場利用者に対して直接対応すること。
- エ 機器故障等の事故については、30分以内に現場に到着すること。
- オ 定期的(12回/年)に清掃等を行うこと。
- カ 管理運営に当たっては周辺環境に配慮し、管理運営に伴って発生する利用者及び近隣住民にかかる事故及び苦情については、事業者の責任と負担をもって迅速に対応すること。
- キ 台風等の災害が発生した時には、災害の収束後、設備等の点検及び清掃を行うこと。
- ク 模様替え等をするときには、事前に書面をもって委員会の承認を受けること。
- ケ 降雪が予想される場合又は積雪・凍結がある場合、融雪剤の散布、除雪作業又は事業者の判断により駐車場の利用を一時的に休止する等、利用者の安全確保に努めること。なお、積雪・凍結の状況によっては、利用者の安全を確保するため、委員会の判断により駐車場の利用を一時的に休止する場合がある。

(6) 実費負担の方法

東生涯学習センターから供給する駐車場の電気について、子メーターの数値により、次の手順で計算した実費相当分の電気使用料を指定の払込用紙により委員会に支払うこと。

- ア 1か月ごとに子メーターの数値を読み取り。
- イ 前月の数値と読み取った数値から使用量(以下「算定使用量」という。)を求める。
- ウ 電気料金計算内訳書に記載の使用量(以下「全使用量」という。)と算定使用量の比率(以下「算定比率」という。)を算定する。
- エ 電気料金請求金額に算定比率を乗じた額を実費として算定する。
- オ 実費に小数点以下がある場合は、これを切り捨てる。

(7) 報告及び実施調査等

ア 事業者は、毎月10日までに、前月の駐車場の利用実績等を委員会に報告しなければならない。また、委員会が必要と認めた場合は、随時の報告を求める場合がある。

(7) 統計情報の報告について

- ① 日別の出庫台数
- ② 日別の売上金額
- ③ 日別の無料時間中の出庫台数
- ④ 日別の最大料金での出庫台数
- ⑤ 日別の無料サービスでの出庫台数
- ⑥ 日別の問合せ件数

(イ) その他の報告について

- ① 稼働の状況
- ② 機器の保守等の状況
- ③ 問い合わせの内容及び顛末の概要
- ④ 故障対応の状況
- ⑤ 清掃の状況（作業前後の写真を含む）

イ 委員会は、物件の使用状況について随時に実地調査し、又は必要な報告を求めることができる。

ウ 事業者は、前記の報告を怠り、又は調査を拒んではならない。

エ 前項の調査又は報告に基づき、委員会は事業者に対して、施設の適正な維持管理等のために是正等を指示することができる。

別記 1

現在の許可事業者が設定している料金

入庫より最初の30分	無料
入庫より3時間まで	200円
以降30分毎	100円
入庫より24時間の最大	600円

【参考】精算台数 地下 46,856 台 地上 9,788 台
(平成29年11月から平成30年10月までの実績)

【参考】割引件数 計 1,161 件
(平成29年11月から平成30年10月までの実績)

【参考】施設について

箕面市立東生涯学習センター

施設概要：生涯学習施設（主に市民利用による貸館業務）

開館時間：午前9時から午後10時まで

休館日：月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときを除く。）及び12月29日から翌年1月3日まで

利用者数：約 77,000 人（年間）

箕面市立東図書館

施設概要：公立図書館

開館時間：午前10時から午後5時まで（休日を除く木曜日は午前10時から午後7時まで）

休館日：月曜日（その日が休日にあたるときを除く。ただし、成人の日は休館。）、12月29日から翌年1月3日まで

利用者数：約 83,800 人（年間貸出人数）